

資料2

# 市民活動と協働を推進するための指針

～つながる鎌倉条例の目的の実現に向けて～

コメントの追加 [M1]: サブタイトル削除

令和8年（2026年）●月 更新

鎌倉市

◆ 目次

1	市民活動と協働を推進するための指針について	1
2	基礎的な用語の説明	2
	(1) 市民等	
	(2) 市民活動	
	(3) 市民活動団体等	
	(4) 中間支援組織	
	(5) 協働	
3	市の市民活動を取り巻く現状と課題	3
	(1) 市民活動の現状	
	(2) 市民活動の課題	
	(3) 協働の課題	
4	役割	9
	(1) 市の責務	
	(2) 市民等の役割	
	(3) 市民活動団体等の役割	
	(4) 中間支援組織の役割	
5	市民活動の推進に向けた考え方と協働の原則	11
	(1) 市民活動の推進に向けた考え方	
	(2) 協働の原則	
6	具体的な施策	13
	(1) 活動の場の提供に関する事	
	(2) 財政的支援に関する事	
	(3) 情報の提供に関する事	
	(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事	
	(5) 市民活動団体等の、市が行う業務への参加機会の提供に関する事	
	(6) 中間支援組織との連携に関する事	
	(7) 協働に関する事	
7	指針の実効性を高めるために	17
	(1) 推進体制	
	(2) 市職員の意識改革	
	(3) 市民等の意識醸成	

## 1 市民活動と協働を推進するための指針について

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちです。

少子高齢化や人口減少等の社会情勢の変化や、情報化社会の進展等、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズや地域課題は多様化してきています。これまで、公共サービスは行政が担うものと考えられてきましたが、多様化した社会課題に対し、従来の仕組みでは適切な対応が困難なケースも現れてきています。

そうした中、**市民等**による様々な課題の解決に向けた自主的な活動が活発となっており、まちづくりに対する参加意識が高まっています。

誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすことができる持続可能な地域社会を実現するためには、行政によるサービスに加えて、**市民等**自らが地域課題を“ジブンゴト”としてとらえ、行動していくことが必要です。

また、~~市民等ならではのサービスや市民同士の協力による~~、**市民等**の力を生かした創意と工夫にあふれる取組を主体的に進めていくことや、市と市民活動団体等が、お互いの特性を生かし、社会課題や地域課題の解決に向けてつながり、きめ細かく柔軟に行動していくことが重要です。

市では、市民ニーズの充足や地域の課題解決に向けて、これまで行われてきた市民活動をさらに活性化していくため、また多様な主体が連携するまちとして協働を推進していくために、平成28年（2016年）5月に（仮称）市民活動推進条例検討会（以下「条例検討会」とします。）を立ち上げ、条例の制定に向けて、議論を重ねてきました。そして、平成31年（2019年）1月に市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とした、つながる鎌倉条例（以下「条例」とします。）を制定しました。

条例で定めた目的を達成するため、市民活動及び協働の推進に関する具体的な施策の方向性や考え方を示すものとして、条例検討会での議論や**市民等**の意見を踏まえ、鎌倉市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」とします。）において議論し、まとめられた提言をもとに、令和2年度に市民活動と協働を推進するための指針（以下「指針」とします。）を策定しました。

そしてこのたび令和7年度に実施した「市民活動と協働を推進するための指針」に関するアンケート結果をもとに、推進委員会において議論し、指針の更新を行いました。

今後とも、指針に基づき、市民活動や協働の活性化による魅力と活力にあふれる地域社会づくりに取り組んでいきます。

コメントの追加 [M2]: 「2 基礎的な用語の説明」に合わせ、「市民」⇒「市民等」に表現を統一（以下同じ）

コメントの追加 [M3]: 分かりやすい文書とするため削除

## 2 基礎的な用語の説明

指針における基礎的な用語は、次のとおりです。

### (1) 市民等

~~市内に居住または通勤・通学する人のほか、市内の事業者等を含むものとします。内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行う人のことです。~~

多様化する地域課題に対して、鎌倉のまちに関係する多様な人や団体等が、その役割や立場、特性に応じて力を発揮し、または力を合わせることで、課題解決が図られ、活力ある地域社会がつくられることから、単に地方自治法で定める住民（市内に住所を有する人で、外国人や法人も含む。）だけではなく、市内の会社や学校に通勤・通学する人、地域活動を行っている人及び事業者等を含みます。

コメントの追加 [M4]: 条例の趣旨に基づき、分かりやすい表現に修正。

### (2) 市民活動

市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものです。~~ただし、宗教・政治又は選挙活動に関するものを除きます。~~

生活する上で困ったり、不便を感じたり、「こうなったら良いのに」と考え、自分で何とかしようと行動している人は大勢います。地域課題を人任せにするのではなく、自分で何とかしようと考え、動き出すのが市民活動です。

コメントの追加 [M5]: 条例の文言にあわせ追記

### (3) 市民活動団体等

市民活動を行う団体又は個人のことです。法人格の有無は関係ありません。

~~(1)の「市民等」の中に含まれますが、「市民等」の中でも公益的なサービスの提供や課題解決に向けた活動を行うものとして大きな役割を果たします。~~

地縁型組織や事業者、その他の団体も、その活動内容が市民活動に該当する場合は、指針では市民活動団体等を含みます。

コメントの追加 [M6]: (1)市民等の中に含まれると定義すると、指針中「市、市民等及び市民活動等～」の表現に矛盾が生じるため削除。  
「公益的なサービスの提供～」については、条例で定義していないため削除。

### (4) 中間支援組織

市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化することができるように支援する組織で、具体的には、公設民営の中間支援組織として市民活動団体等が運営する鎌倉市市民活動センター（以下「市民活動センター」とします。）や市社会福祉協議会、かまくらボランティアセンター等があります。

また、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担います。

### (5) 協働

市及び市民活動団体等が、社会課題や地域課題の解決等、共通の目的を実現するために、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公共サービスの仕組みや事業をつくりだすことです。

### 3 市の市民活動を取り巻く現状と課題

#### (1) 市民活動の現状

##### ア 市民活動センター登録団体数の推移と活動状況

市民活動センターが開設された平成 10 年度（1998 年度）の登録団体数は、146 団体で、その後、平成 25 年度（2013 年度）まで登録団体は増加し続け、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。

全国の NPO 法人数においては、特定非営利活動法人促進法の制定以降、年々増加し、平成 26 年度（2014 年度）には 50,000 団体を超え、平成 29 年度（2017 年度）には、51,866 団体でピークとなり、それ以降は横ばいとなっています。

一方で、公益法人制度改革により一般社団法人や公益社団法人の設立手続きが簡易化されたことから、全国的に社団法人が増加傾向にあります。市民活動団体においても、社団法人化を選択する団体が増えており、各団体の活動内容や目的、規模に応じて多様な組織形態をとるようになっていきます。

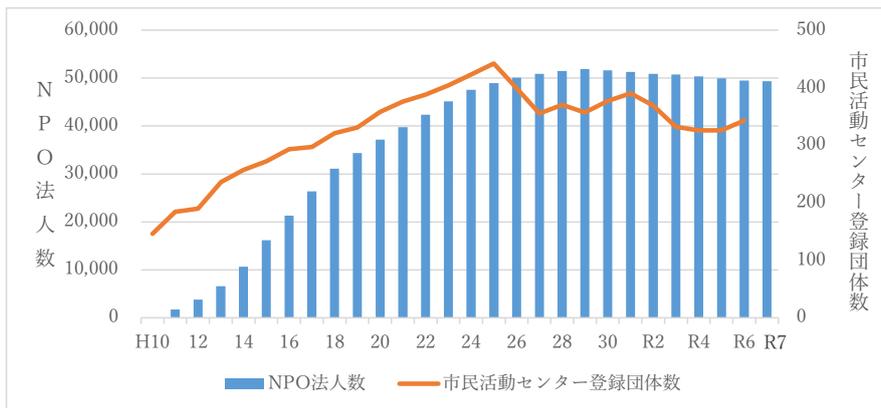
また、令和元年度（2019 年度）末以降の数年は、新型コロナウイルス感染症拡大によって、多くの市民活動団体が活動の制限を受けることとなり、活動手法の見直しを迫られるなど大きな影響がありました。特に高齢者が多い団体については、活動自体を自粛・休止するものも多く、継続が困難となるケースも少なくはありませんでした。

また、対面式の活動が縮小する一方で、web 会議やオンラインによるイベント開催、SNS を通じた情報発信が普及しましたが、デジタルデバイド対策のための高齢者の ICT 支援が課題となっています。

その他、防災の観点からも、いざという時のために顔が見える関係をつくりたいという考えから、“普段からの連携”を重視した取組が増えています。様々な主体がつながり、それが広がり、情報交換ができるような場づくりをしている活動なども増えつつあり、多様化する課題に対して、市民等の創意と工夫にあふれた取組が市民等の“つながる場”を創出しているケースが見受けられます。

R8.3 末データに更新

【NPO 法人（特定非営利活動法人）数及び市民活動センター登録団体数】



コメントの追加 [M7]: 3 月末データに更新予定

※出所：内閣府データを基に作成（NPO 法人数）

※市民活動センター登録団体については、平成 26（2014）・27（2015）年度に登録団体の活動状況に関する調査を行い、登録団体の整理をしました。

#### イ 活動分野一覧

市民活動センター登録団体の活動を分野別にみると、多岐にわたって活動が展開されています。

その中でも団体数が多い分野は、「まちづくり・暮らし」が 112 団体、「文化・芸術・スポーツ」が 98 団体、「子ども・子育て」が 93 団体、「自然・環境・安全・災害」が 92 団体となっています。

登録団体の中には、一つの団体が複数分野で登録している場合も多く、市民活動の分野が多様化し、複数の領域にまたがる活動内容が増加しています。また、元々一つのテーマに特化した活動を行っていた団体が、より幅広い活動内容にシフトしていくケースも多く見られます。

R8.3 未データに更新

【市民活動センター登録団体 活動分野別一覧】

（令和 7 年（2025 年）7 月時点 計 351 団体）

活動分野	団体数
まちづくり・暮らし	112
文化・芸術・スポーツ	98
子ども・子育て	93
自然・環境・安全・災害	92
保健・医療・福祉	65
生活環境・情報	60
人権・国際協力	42
観光	14
NPO 活動団体への助言支援	7

※一つの団体が複数分野で登録している場合もあります。

※活動分野については、市民活動センターが団体の利用登録時に取得している情報です。

### ウ 組織形態別団体数

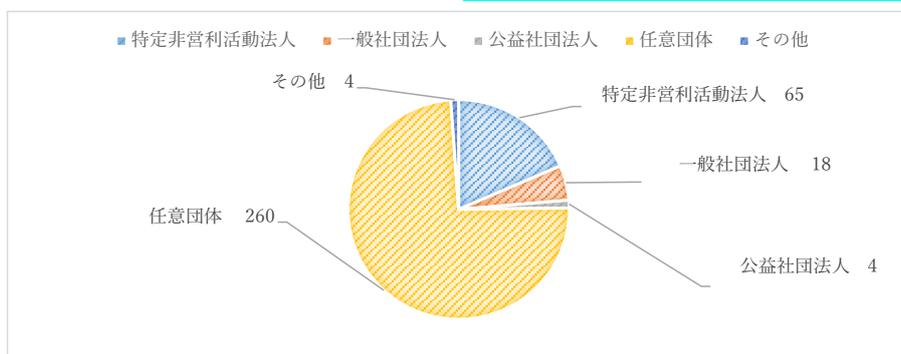
市民活動センターに登録している団体を組織形態別にみると、任意団体が260団体で最も多く、続いてNPO法人が65団体でした。

任意団体の中には、登録時点からNPO法人化を見据えて活動に取り組む団体も増えていきます。

R8.3 未データに更新

【市民活動センターに登録している組織形態別団体数】

(令和7年(2025年)7月時点 計351団体)

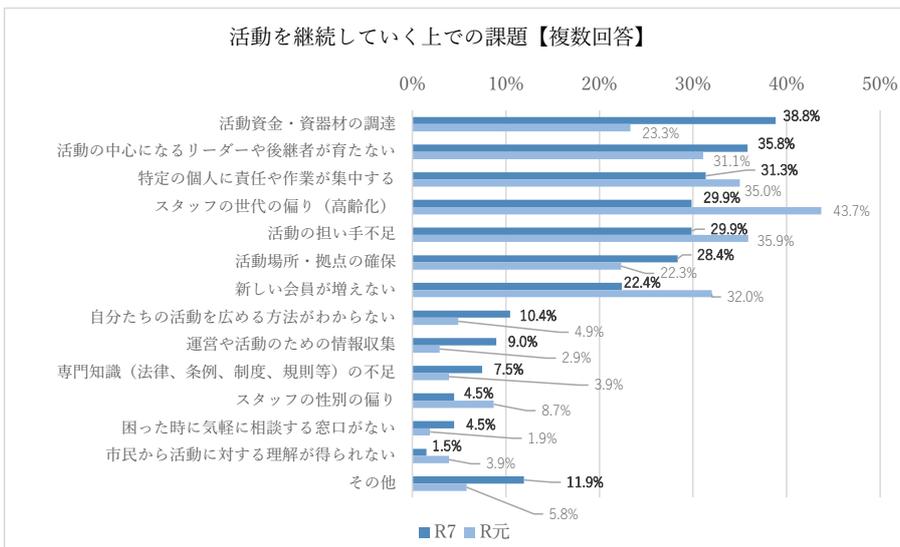


## (2) 市民活動の課題

令和元年（2019年）9月に実施した「鎌倉市内の市民活動団体の活動状況に関するアンケート」によると、市民活動団体等が活動を継続していく上での課題として多かったのは、「スタッフの世代の偏り（高齢化）」、「活動の担い手不足」、「特定の個人に責任や作業が集中する」、「新しい会員が増えない」、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」など、『人員』に関することでした。

一方で、令和7年度（2025年）7月に実施した指針に関するアンケートでは、「活動資金・資器材の調達」「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」「特定の個人に責任や作業が集中する」が上位を占めました。

人材に関する課題が依然として多い傾向にある一方で、令和7年度は「活動資金・資器材の調達」が最も多く補助金や助成金など財政的支援に関するニーズが高まっていることが分かりました。



## (3) 協働の課題

協働は、市民活動や市民参画の手段の一つであり、市民ニーズへのきめ細やかな対応に欠かせないものです。

本市では、平成19年度（2007年度）から、市民活動団体等と市による「相互提案協働事業」に取り組んでまいりましたが、市民活動の更なる活性化を図るため、協働による市民活動団体等と市との連携強化により、市民ニーズの充足や地域課題の解決を図るための支援制度として、令和4年度から「つながる鎌倉エール事業」を新たに開始しました。

その他、市民活動団体等と担当課において協定を締結し実施している事業や、協働事業を契機に市の委託事業を請け負ったもの、市民活動団体等が独自で取り組んでいるものな

ど、様々な展開がなされています。

指針に関するアンケートによると、市との協働事業について「積極的に協働によるまちづくりに取り組みたい」、「内容によっては取り組みたい」という回答は、合わせて 80% を超えているものの、協働事業の実施につながっていない状況があります。

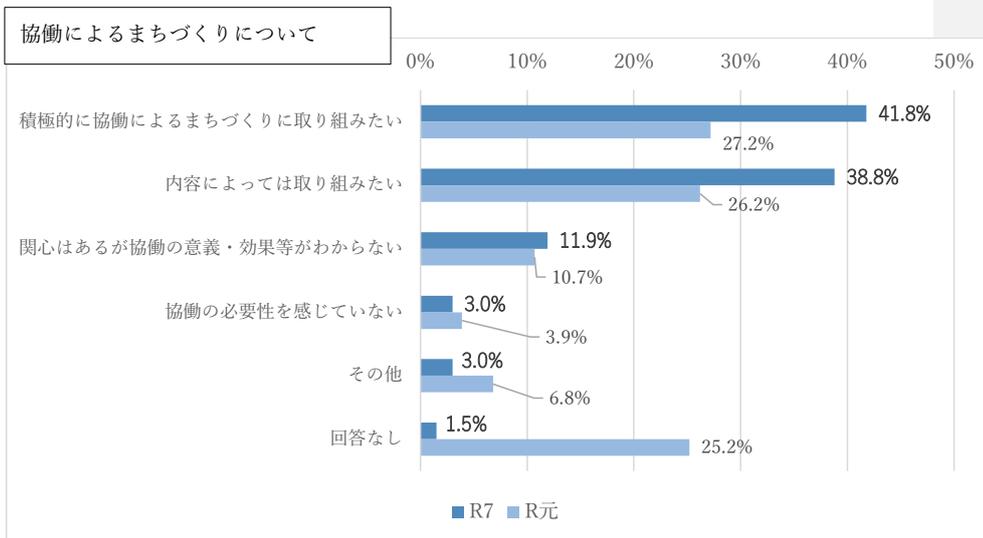
また、協働を進めるうえでの、市民活動団体等と市のそれぞれの課題のうち、市民活動団体等の主な課題としては、「市と話し合う機会がない」、「協働への関心が低い」といった市とのコミュニケーション不足や協働に関する周知不足などが挙げられました。

一方、市の主な課題については、「協働を行う期間・予算の妥当性」、「情報提供が不足している」が前回のアンケートと比較して大幅に増加しました。また、「市民活動団体に関する理解不足」についても相変わらず高い割合となっており、市職員の市民活動に関する理解を深める取組が引き続き必要となっています。

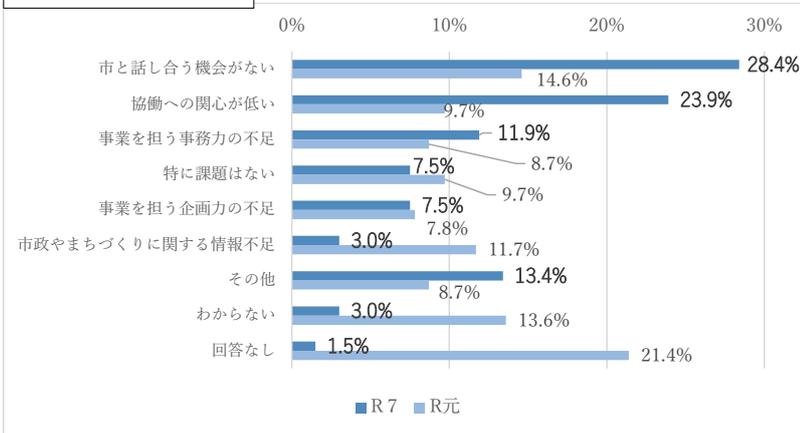
これらの課題の解決に向けて、市職員が協働の目的やその在り方について理解を深めるとともに、市、**市民等**及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動を支援する組織である市民活動センターの役割がますます重要となります。

そのような中、市民活動センターにおいては、令和7年度から市民活動コーディネーターを配置し、市の業務課題を把握し、市と市民活動団体等とのマッチングを行うなど、協働の推進に向けた取組を行っていくこととしています。

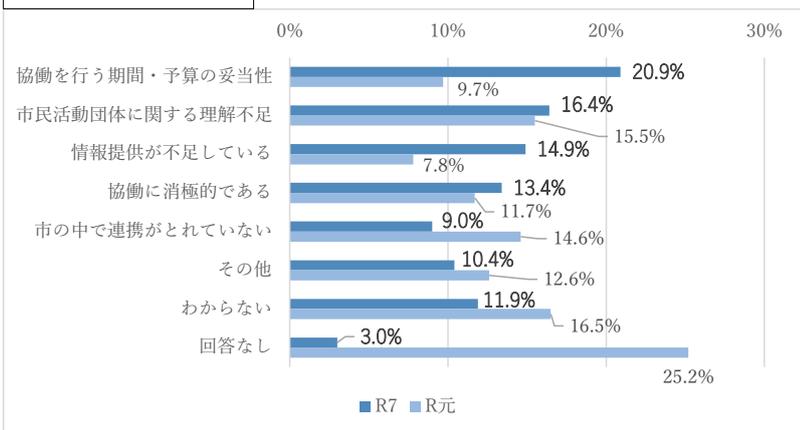
市民活動コーディネーターとは、市民活動団体等の発展的な運営や活動を促すため、一般的な相談対応や、団体間の連携及び行政との協働などを、市民活動の最前線としてコーディネートする役割を担う人材のことを指します。特に本市においては、協働を促進するために、各事業担当課に対し情報収集や相談対応を行うとともに、協働への働きかけを通じて効果的なマッチングに努めることを求めています。



### 市民活動団体の課題



### 市の課題



## 4 役割

市、市民等、市民活動団体等及び市民活動センターは、次の役割を認識し、まちをつくる一員としてそれぞれのつながりを大切にし、お互いの特性や強みを生かして相互に理解し、協力しながら市民活動の推進に努めるものとします。

### (1) 市の責務

市は、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境を整備しなければなりません。

また、市職員に対して、市民活動や協働について理解を深めるための研修などを実施し、その重要性について啓発します。

## (2) 市民等の役割

市民等は、多様化する地域課題を解決するために、まちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて、市民活動に参加、協力するよう努めるものとします。

ただし、市民活動は市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものことを行い、強制されるものや束縛されるものでないことが前提です。

## (3) 市民活動団体等の役割

市民活動団体等は、社会課題や地域課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性などの特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとします。

市民活動団体等は、行政や企業の行動原理とは異なる特性を持っており、この特性を生かして行動することによって、市民活動が社会課題や地域課題を解決する一翼を担うことができます。また、その活動を市民等に広く周知することで、市民等が市民活動に興味を持ち、活動が広がることや市民活動に参加するきっかけとなることが期待されます。

## (4) 中間支援組織の役割

市民活動団体等が事業を始めるにあたり、市民活動や協働を円滑に進めるためには、市民等や市民活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要で、中間支援組織自らが活動の質を高め、組織を充実させていくことが求められています。

そのため、中間支援組織は、市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

特に、鎌倉市市民活動センターは市民活動や協働を活性化するうえで、重要な役割を果たすことから、その役割について次のとおり示します。

### 鎌倉市市民活動センターの基本的な役割

指定管理者制度に基づき市が指定する管理者が運営している施設であり、市民活動に関する情報の収集・発信や相談の窓口、市と市民活動団体等の協働に関するコーディネート、会議室の提供や印刷物・資料を作成する場、情報交換の場などを提供しています。

さらに、地域の活性化や社会課題、地域課題の解決のために、次に掲げる視点に立ち、市民活動の推進のために役割を果たすよう努めるものとします。

### 市民活動を推進するための取組

- 新たな取組の担い手のサポートや環境整備、市民等の参加の促進
  - 新たなつながりを創出するための各種事業の支援、コーディネート
  - 企業、NPO、行政、学校など（以下「多様なセクター」とします。）との連携、ネットワークづくりの推進
- ① 情報、資金、ボランティアなど社会資源の分配
- 各種の情報や資金、ボランティア、専門家などの社会資源を集めて、市民活動団体等に

分配していきます。

② 市民活動団体等の交流や団体同士の支援、多様なセクターとの連携をスムーズにするネットワークづくり

同じ活動分野や異なる多様な分野、あるいは他地域の市民活動団体等をつなぐネットワークづくりを行います。また、他の中間支援としての機能を果たしている組織とつながることで、より連携がスムーズになります。

さらに、市民活動センターの指定管理者自らも、先進事例の研究や自主事業などを通じて、当事者としてのノウハウを蓄積し、他の市民活動団体等とともに事業を実施し信頼関係を構築することによって、ネットワークを広げていきます。

③ 社会的な価値を創造するための支援

多様化するニーズや新たな社会課題に対して、市民活動団体等による問題提起、課題解決に向けた提案をサポートするため、団体の学習機会の提供や資金、専門家の紹介など、活動のバックアップをしていきます。

④ 場の提供

会議室や作業スペース、気軽に交流できるスペースなど市民活動団体等が利用できる場を提供します。市民活動センターの会議室などのほか、民間施設の活用など、創意工夫しながら活動の場の充実を図ります。

5 市民活動の推進に向けた考え方と協働の原則

(1) 市民活動の推進に向けた考え方

市は、市民活動を推進することで、市民等が自主的に市民活動に参加する機会が増え、「自分たちのまちは、自分たちで良くしていこう」という自治意識が高まることが期待されることから、市民活動の活性化に必要な環境づくりを支援していきます。

そのため、次の考え方をもとに、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に向けた施策を実施していきます。

ア 自立の支援・主体性の確保

社会情勢の変化とともに、市民ニーズも多様化しており、そのニーズにきめ細かく対応できることが市民活動の強みです。市民活動団体等が自立して活動を行うことで、多様化する市民ニーズへの対応や課題解決の一翼を担うことが期待されることから、市民活動団体等の自立を進める支援や市民活動団体等が自らの考えで積極的に行う活動に対する支援を基本とします。

イ 自主性の尊重

市民活動が自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性を理解し、尊重します。

ウ 公平性・公正性の確保

市民活動団体等に対して、支援が受けられる機会を平等に提供します。

また、支援を行うか否かは、市民活動の活動目的及びその内容を公共の福祉の観点などから総合的に判断します。

市から市民活動団体等への支援の決定に関するプロセスは、新しい活動や既に実施して

いる活動を広げていくためにも、情報を広く公開していきます。

## (2) 協働の原則

多様化する地域課題の中には、市だけでは解決できないこと、市民活動団体等だけでも解決できないこと、あるいは企業などの事業者だけでは解決できないこともたくさんあります。市と市民活動団体等が責任と役割を分担し、相互の信頼のもと、お互いの資源を持ち寄って協力して解決策を見出そうとするのが、協働です。単独で取り組むよりも、大きな成果が期待されます。

市及び市民活動団体等が協働を行う際には、次の原則に基づき、取り組んでいきます。

### ア 対等・相互理解

市は、協働がふさわしい事業について、市民活動団体等と対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重します。

### イ 自主・自立

市及び市民活動団体等は、対話などを通じて信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たし、お互いの立場を理解して役割とリスクを分かち合い、対等な立場で協働していきます。

### ウ 目的共有

市及び市民活動団体等が、相互に事業の目的及び内容を理解し合意形成を進め、目的の実現までの過程を共有します。

### エ 検証・見直し

協働の成果を高めていくために、市及び市民活動団体等とで、協働して行った事業について、目的の達成度や役割分担、情報の共有度などの結果について検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させます。

参考：つながる鎌倉条例第9条

#### (協働事業)

第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (3) 市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

6 具体的な施策

市民活動や協働の推進に必要と考えられる施策は次のとおりです。

財政状況あるいは制度上の課題により、実現までに時間を要する施策も含まれていますが、弾力的に対応するとともに、重点施策や優先度を設定し、着実に進めていきます。

また、施策間で関連するものもあり、関連性やつながりを持たせながら、施策を展開していきます。

分類	説明
I (重点施策)	優先度が高く、短期的（1～2年）に実施していくもの
II	ア 優先度がやや高く、中期的（3～5年）に実施していくもの イ 現状の取組を継続しながら、充実を図るもの
III	継続的に検討しながら、段階的に実施していくもの

※各施策の緊急度や重要度、費用を総合的に評価して分類しています。

(1) 活動の場の提供に関すること

市民活動団体等の活動拠点の確保

・利用可能な民間施設等の情報提供【II-イ】

市民活動センターと連携して、市内の利用可能な民間施設等の情報を収集・周知し、ニーズに応じた活動の場の創出に取り組みます。

・利用可能な公共施設等の情報提供【II-イ】

公共施設等の情報を収集・周知し、ニーズに応じた活動の場の創出に取り組みます。

(2) 財政的支援に関すること

ア 市民活動団体等の活動資金の確保

・かまくらエール基金（市民活動推進基金）の周知・活用【II-イ】

基金についてさらなる周知を図り、つながる鎌倉エール事業の拡充をはじめ、市民活動の支援を目的とした様々な活用方法を検討します。

・つながる鎌倉エール事業の周知・活用促進【II-イ】

各コースの趣旨を含めつながる鎌倉エール事業の周知を行い、活用促進を図ります。

コメントの追加 [M8]: 重点施策→  
既に実施しているため「II-イ」に変更

イ 活動に伴うリスクの負担に対する支援

・市民活動団体等の活動中のけがや事故を補償する制度市民活動補償制度の周知【II-イ】

市民活動団体等が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をする又は他者に怪我をさせる等の事故が発生した場合に補償する制度です。市が保険会社と契約して保険料を負担することで、市民活動団体等の負担が軽減されます。既に運用しており、制度の周知と充実を図ります。

コメントの追加 [M9]: 制度名称の変更を検討中のため、  
制度の趣旨を説明する文章に変更

(3) 情報の提供に関すること

ア 市の事業についての情報提供

- ・協働事業に関する情報の集約と提供【Ⅱ-イ】
- ・新たな協働事業の提案や活動の参考となるような事業に関する情報提供【Ⅱ-イ】

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、つながる鎌倉エール事業における採択事業のほか、各部署で実施している市民活動団体等との協働事業等の内容を集約し、市ホームページにおいて周知します。

また、市が抱えている課題についての情報を公開し、協働で取り組む可能性を探ります。

イ 市民活動団体等の情報の収集と提供

- ・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するためのアンケート調査等の実施【Ⅱ-イ】

市民活動団体等の支援や協働の施策を検討するため、市民活動団体等の活動内容や運営状況、課題の把握をしていきます。

- ・市民活動団体等や団体の活動内容に関する情報の提供【Ⅱ-イ】

市民活動センターと連携し、市民活動団体等や団体の活動内容をホームページ等各種媒体で広く公表し、宣伝・広報活動を行います。

ウ 活動資金確保のために必要な情報の提供

- ・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報提供【Ⅱ-イ】

市民活動センターと連携し、企業や財団等民間からの市民活動に対する助成金にかかる情報を収集し市民活動団体等に向けて情報提供を行うとともに、申請の相談受付やノウハウ等の情報提供を行います。

エ 利用しやすい形での情報提供

- ・ホームページや SNS、広報紙、登録団体への一斉メール等、対象に合わせた効果的な方法での情報提供【Ⅱ-イ】

情報を受け取る市民等や市民活動団体等のニーズに合わせ、多様な媒体による情報提供を行います。

(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること

ア 活動を始めるための環境づくり

- ・世代に関係なく市民活動や協働について理解し、主体的に行動していくための施策の実施【Ⅱ-ア】

これまで市民活動に参加したことがない人が、市民活動に参加するきっかけとなる機会の提供に努めます。

また、子どもの頃から地域活動に参加し、地域課題を”ジブンゴト”としてとらえ、自ら行動するきっかけとなる機会の提供について検討します。

イ 活動をより充実させるための支援

・組織の運営に関する講座や専門相談の実施【Ⅱ-イ】

市民活動センターと連携し、組織運営に関する講座を実施するとともに、市民活動を開始する段階や、活動を継続するための相談等、その内容に応じて、市民活動コーディネーター等が専門的な相談に対応します。

(5) 市民活動団体等の、市が行う業務への参加機会の提供に関すること

市民等の参画機会の提供

・市民等や市民活動団体等が、施策につながる事業に参画するための情報提供【Ⅱ-イ】

市民活動センターと連携し、市民活動団体等が市の施策につながる事業に参加、参画するための情報提供を行うとともに、協働事業等を通じ、市の施策や事業に参加、参画する機会を創出します。

コメントの追加 [M10]: 元：市民活動団体等がその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること

(6) 中間支援組織との連携に関すること

多様な中間支援組織との連携

・中間支援組織同士が交流する機会の提供や連携するための仕組みづくり【Ⅲ】

様々な活動分野の中間支援組織が連携することにより、支援先の団体との関係性の強化だけでなく、多様な主体をつなぐネットワークが強化され、協働の担い手が増えることが期待されることから、中間支援組織同士のネットワーク（連携）の強化に努めます。

(7) 協働に関すること

ア 市職員の意識向上

・協働事業に関する手引き（職員向け）の活用【Ⅱ-イ】

「協働事業ガイドライン」に基づく各課の協働事業を集約し、実績報告をホームページに掲載する等の周知を通して、協働事業のさらなる促進を図ります。

・協働研修の実施【Ⅱ-イ】

市民活動や協働に対する理解を深めるため、入庁3年目までの職員や新任管理職を対象とした協働に関する研修を実施していきます。

イ 協働事業を行う団体の支援

・協働事業に関する手引き（市民等向け）の作成【Ⅰ】＜重点施策＞

市民活動センターと連携し、市民活動団体等が行政との協働について理解を深めるための手引きを作成します。

・市民活動コーディネーターの活用【Ⅰ】＜重点施策＞

市民活動コーディネーターを活用し、つながる鎌倉エール事業における市民活動団体等の相談対応・支援や、協働を実施しようとする団体の相談対応及び伴走支援、本市各事業課に対する協働促進のための働きかけ等を行います。

ウ 協働事業の定期的な見直し

・協働事業に関する制度の見直しや在り方の検討【I】<重点施策>

つながる鎌倉エール事業や協働事業ガイドラインに基づく各課の協働事業について、推進委員会における議論を踏まえ、協働に関する制度の見直しや在り方を検討します。

エ 協働事業の評価・検証

・協働事業の評価・検証に関する仕組みづくり【I】<重点施策>

協働事業として取り組もうとした経過（プロセス）や協働事業として取り組んだ結果について、第三者の視点も含めて、評価・検証することにより、地域にどのような効果があったか等を把握し、協働の成果を高めるとともに時代のニーズに合った協働に取り組むことが出来るよう、評価・検証する仕組みを作ります。

コメントの追加 [M11]: 元：II-ア

未実施のため重点施策に変更

## 7 指針の実効性を高めるために

### (1) 推進体制

推進委員会において、新たな課題やニーズに対応するよう条例及び指針の見直しに向けた検討を行います。様々な立場の委員が、まちをよりよくするために、市民活動や協働の推進について共に議論し、市長に提言していくことで、市は施策を着実に実行していきます。また、アンケートやヒアリング調査等を通じて、市民活動や協働の推進に関する市民等の意見、課題を把握し、推進委員会での検討に生かしていきます。

さらに、具体的な施策を実施していくために、庁内各部署との調整や施策を検討する市民活動推進庁内検討委員会において、全庁的な取組を実施していきます。

### (2) 市職員の意識改革

魅力と活力あふれる地域社会の実現には、市職員が市民活動や協働の重要性について理解することが不可欠です。市民活動の多様性、先駆性、柔軟性、専門性等の特性を理解するとともに公共サービスは行政だけが担うものと考えのではなく、市民活動団体等と対等な立場に立ち、相互の特性を理解し、役割を分担して協働を進める必要があります。

市職員の研修機会の充実や協働事業を円滑に実施できるよう協働の手引きを活用し、市職員の能力・意識向上に努めます。

### (3) 市民等の意識醸成

多様化する地域課題を解決し、安全で安心して心豊かに暮らすことができるまちづくりをしていくためには、市民等が自ら地域課題を”ジブンゴト”としてとらえ、まちづくりの担い手となり、行動していくことが必要です。また、現在の活動を継続して次世代につなげていくことも重要です。

一人ひとりが何か始めてみようとするきっかけづくりや気軽に市民活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、市民等への啓発を積極的に進めていきます。

市民活動と協働を推進するための指針  
～つながる鎌倉条例の目的の実現のために～

令和8年（2026年）●月

発行：鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
TEL：0467-23-3000（代表）  
E-mail：npo@city.kamakura.kanagawa.jp